

時間別電灯

(主契約料金表)

2026年11月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この時間帯別電灯料金表（以下「この料金表」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます），
福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 契 約 種 別

この料金表の契約種別は，時間帯別電灯といたします。

3 適 用 範 囲

低圧で電気の供給を受け，電灯または小型機器を使用し，7（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要（その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）であり，この料金表適用の際現に料金表の時間帯別電灯（2023年4月1日実施。以下「旧時間帯別電灯」といいます。）の適用を受け，この料金表適用以降も引き続き，同一の契約種別によって電気の供給を受けるお客さまで，かつ，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）〔以下「供給条件」といいます。〕別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (2) 契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は，別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）が原則として50

キロワット未満であること。

- (3) 1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

6 契約電力

- (1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、この料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には、この料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、この料金表によって受けた電気の供給とみなします。

ロ 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大使用電力の値といたします。

ハ 契約負荷設備を減少される場合等で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備の内容、電気のご使用状況等にもとづいて、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力の

うちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

- (2) (1)により算定された値が0.5キロワット以下となる場合の契約電力は、供給条件4（単位および端数処理）にかかわらず、0.5キロワットといたします。

7 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

- (2) 夜間時間

毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

- (1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロワットまで	1,852 円 84 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	467 円 55 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 85 銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	27 円 43 銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	30 円 54 銭

ロ 夜間時間

1 キロワット時につき	16 円 00 銭
-------------	-----------

9 帳票発行手数料

(1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、イまたはロの場合は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金、ハの場合は、原則として、当社が帳票を発行した直後の料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、当

社が振込用紙を発行した場合

ハ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、当社が振込用紙を発行した場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	110 円 00 銭
---------------------	------------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	220 円 00 銭
---------------------	------------

10 使用電力量の算定

(1) 料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、供給条件17（使用電力量の算定）に準じて算定するものといたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月の昼間時間の使用電力量を差し引いた値といたします。

(2) 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合で、当該一般送配電事業者が認めるときは、当該一般送配電事業者は、別表2（夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い）(1)に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当該一般送配電事業者は、夜間時間以外の時間は、適当な装

置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器について、当該一般送配電事業者は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合、当該夜間蓄熱式機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

11 そ の 他

- (1) この料金表の契約種別を適用した後1年に満たないお客さまについては、原則として他の契約種別に変更することはできません。
- (2) 当社は、供給条件20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表4（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- (3) 供給条件7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、供給条件37（需給契約の消滅）(2)イにかかわらず、契約期間満了による需給契約の消滅は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

附 則

1 実施期日

この料金表は、2026年11月1日から実施いたします。

2 適用範囲についての特別措置

低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用し、総容量（入力）が原則として1キロボルトアンペア以上の夜間蓄熱式機器または別表3（オフピーク蓄熱式電気温水器にかかわる取扱い）(1)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用する需要で、本則7（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要（その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）であり、かつ、次のいずれにも該当するものには、本則3（適用範囲）にかかわらず、当分の間、この料金表を適用いたします。

- (1) 2019年3月31日以前から供給設備を設置し、2019年4月1日以降も引き続き、当該供給設備を設置している需要場所において、新たに電気を使用される場合（ただし、需給契約が消滅している場合に限りません。）
- (2) 2019年3月31日以前から総容量（入力）が原則として1キロボルトアンペア以上の夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を(1)の需要場所に設置していること。
- (3) 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給条件別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が原則として400ボルトアンペアをこえること。
- (4) 契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場

所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。)が原則として50キロワット未満であること。

- (5) 1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力（お客さまが新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、別表1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）と契約電力（料金表の定めにより最大使用電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の使用を開始される場合または需要場所における契約負荷設備を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)、(2)、(3)および(4)に該当し、かつ、(5)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

3 料金その他の供給条件についての特別措置

(1) 最低月額料金

本則8（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が、次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	440 円 00 銭
---------	------------

(2) 日割計算の基本算式

イ 最低月額料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1 \text{ 月の最低月額料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 供給条件19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、次のとおりといたします。

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(2)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

(4) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

4 託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

この料金表適用の際現に料金表の旧時間帯別電灯附則 4（託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）の適用を受け、この料金表適用以降も引き続き、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の契約電力については、本則 6（契約電力）にかかわらず、次のとおりといたします。（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）また、この特別措置の適用を受けている場合で、託送約款等に定める記録型等計量器を取り付けたときは、取付日を含む料金算定期間の最終日をもって、この特別措置の適用を終了し、適用終了日の翌日以降の契約電力は、本則 6（契約電力）により定めるものといたします。

- (1) 契約電力は、別表 1（契約設備電力の算定）に準じて定めます。
- (2) この料金表適用の際現に旧時間帯別電灯附則 4（託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）(2)の適用を受け、この料金表適用以降も引き続き、契約主開閉器を使用する場合の契約電力は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給条件別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）(3)により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器を取り替えまたは取り外された場合を除きます。

なお、当社または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5 契約電力についての特別措置

- (1) この料金表適用の際現に、託送約款等に定める記録型等計量器が設置されており、2016年3月31日以前から引き続きこの契約種別の適用を受けているお客さまが、この料金表適用以降も引き続き、同一の契約種別によって電気の供給を受ける場合で、本則6（契約電力）により算定される契約電力の値がこの料金表適用の際現に適用を受けている旧時間帯別電灯附則5（契約電力についての特別措置）における契約電力の値を上回るときの契約電力は、当分の間、本則6（契約電力）にかかわらず、旧時間帯別電灯附則5（契約電力についての特別措置）における契約電力の値といたします。ただし、契約負荷設備を変更される場合等、当社がこの特別措置を適用することが不適当と認める場合には、この特別措置は適用いたしません。
- (2) この料金表適用の際現に、託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器が設置されており、2016年3月31日以前から引き続きこの契約種別の適用を受けているお客さまが、この料金表適用以降も引き続き、同一の契約種別によって電気の供給を受ける場合で、本則6（契約電力）により算定される契約電力の値が託送約款等に定める記録型等計量器を取り付けた際現に適用を受けている附則4（託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）により算定された契約電力の値を上回るときの契約電力は、当分の間、本則6（契約電力）にかかわらず、附則4（託送約款等に定める記録型等計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）により算定された契約電力の値といたします。ただし、契約負荷設備を変更される場合等、当社がこの特別措置を適用することが不適当と認める場合には、この特別措置は適用いたしません。

6 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、当社

は、供給条件19（料金の算定）および20（日割計算）に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分は、別表4（昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）に準じて日割計算を行います。

7 帳票発行手数料における特別措置

2027年3月の検針日の前日までに使用される電気に適用する料金については、本則9（帳票発行手数料）(1)は、本則9（帳票発行手数料）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

- (1) 当社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、当社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が認める場合

ロ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

ハ お客さまが、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)イまたはロによる料金の支払いが不能となったこと等当社の責めとならない理由により、供給条件22（料金その他の支払方法）(1)ハに該当し、料金を、当社が発行した振込用紙により支払われる場合

- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1 契約につき	110 円 00 銭
---------------------	------------

ロ (1)ロまたはハの場合

1 料金の算定期間および 1 契約につき	220 円 00 銭
----------------------	------------

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として供給条件別表7（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じて定めます。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）ただし、負荷の実情に応じて、お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満となる場合にはその最大需要容量にもとづき契約設備電力を定めます。
- (2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約設備電力は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給条件別表7（契約容量および契約電力の算定方法）(1)に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、負荷の実情に応じて、お客さまとの協議により、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が6キロボルトアンペア未満となる場合には、イの値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

2 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

- (1) 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。
- イ 主として夜間時間に通電する機能を有すること。

なお、「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 本則10（使用電力量の算定）(2)イまたはロの場合で、当該一般送配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

ロ イの通電時間中に蓄熱のために使用されること。

(2) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、(1)に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 オフピーク蓄熱式電気温水器にかかわる取扱い

(1) オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(3) 当社は、(1)に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 昼間時間における料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) 供給条件19（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)および(2)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

(イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの

といたします。)の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの)といたします。)の属する月の日数といたします。

(4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）
大阪市北区中之島3丁目6番16号
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。